

令和6年7月診療分から 重度心身障がい者(児)医療費助成が 自動償還払い方式に変更になります

現在、重度心身障がい者(児)（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1(最重度)・A2(重度)・B1(IQ35 以下)、身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B1(IQ50 以下)の方)を対象に、各種医療保険に係る医療費の助成しているところですが、公平性や安定的かつ継続的な制度維持のため、鹿児島県の制度に合わせて本制度の一部を改正します。

対象となる方

- 身体障害者手帳 1 級、2 級
- 療育手帳 A 1、A 2、B 1（知能指数 35 以下）
- 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1（知能指数 50 以下）
- 精神保健福祉手帳 1 級（※新制度から対象）

※ただし、通院に係るものに限りです



主な変更内容

現行

対象者	・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A1、A2 ・療育手帳B1(IQ35以下) ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(IQ50以下)
所得制限	なし
支払方法	償還払い



変更後

対象者	現行の対象者 ＋ 精神保健福祉手帳1級 (ただし、通院のみ)
所得制限	あり(特別障害者手当の所得制限を準用)
支払方法	自動償還払い

自動償還払いとは

県内の「自動償還払い」取り扱いの医療機関等で受診(※窓口で受給資格者証の提示が必要)すると、市役所窓口へ助成金交付申請書の提出の必要がなくなり、原則として診療月の翌々月に指定口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

申請の流れについて

従来の流れ

令和6年7月以降の流れ

医療機関（歯科・調剤薬局を含む）を受診
（**受給資格者証を提示**）



医療機関等の窓口で自己負担額を支払う

領収書発行

証明書発行

市町村の窓口に申請・提出

申請した翌月に
指定の口座に振り込み

1. 保険医療機関等が国保連へ自己負担額データを報告。
2. 国保連が自己負担額集計データを市に報告。

市町村窓口での
申請が不要！！



申請した**翌々月**に
指定の口座に振り込み

■ お問い合わせ

福祉課 福祉係（市役所1階 7番窓口）

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

TEL 0996-73-1240（直通）

市ホームページは

こちらのQRコードから



阿久根市 重度心身障がい者医療費助成

検索